

別表第2

事業活動収支計算書記載科目

		科目		説明
		大科目	小科目	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	授業料	聴講料、補講料等を含む。 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。(教育実習費用収入、保育実習費収入等) 施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。 特定教育・保育施設が世帯所得等を勘案して市町村が定める額を保護者から徴収する収入をいう。 特定教育・保育施設が教育・保育の質向上を図る上で特に必要な対価として保護者から徴収する収入をいう。 特定子ども・子育て支援施設等が保護者に代わり市町村から支払いを受けた施設等利用費の収入をいう。 暖房費、教材費、遠足等収入をいう。
			入学金	
			実験実習料	
			施設設備資金	
			基本保育料	
			特定保育料	
			施設等利用給付費	
		手数料	その他学生生徒納付金	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。 特定教育・保育施設が入園やその準備等に係る事務手続きに要する費用の対価として保護者から徴収する収入をいう。 教材、参考図書の取扱い手数料等をいう。
			入学検定料	
			試験料	
			証明手数料	
			入学受入準備費	
			その他手数料	
		寄付金	特別寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。 施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
			一般寄付金	
			現物寄付	
		経常費等補助金	国庫補助金	施設設備補助金以外の補助金をいう。 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 県からの補助金をいう。 市町村からの補助金をいう。 特定教育・保育施設が保護者に代わり市町村から支払いを受けた施設型給付費の収入をいう。
			県費補助金	
			市町村補助金	
			施設型給付費	
		付随事業収入	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 特定子ども・子育て支援施設等が保護者に代わり市町村から支払いを受けた施設等利用費（預かり保育事業）の収入をいう。 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
			施設等利用給付費収入	
			附属事業収入	
			受託事業収入	
		雑収入	施設設備利用料	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。 岩手県私学振興会からの退職手当資金交付金をいう。
			廃品売却収入	
			岩手県私学振興会交付金収入	
			その他の雑収入	
		教育活動収入計		

教育活動収支	事業活動支出の部	科 目		説 明
		大 科 目	小 科 目	
		人件費	教員人件費 本務教員給与 兼務教員給与 職員人件費 本務職員給与 兼務職員給与 役員報酬 退職給与引当金繰入額	教員（校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。
			退職金	退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。
			その他人件費	
	教育管理経費		消耗品費 光熱水費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
			旅費交通費 奨学費 修繕費	貸与の奨学金を除く。 土地、建物、設備、備品の補修、修繕に要した経費をいう。
			通信運搬費 印刷製本費 使用料及び賃借料 保険料 公租公課諸会費	入学募集要項経費も含む。
			会議、交際費 福利厚生費	建物、車両等に対する保険料をいう。 印紙税、登録費、自動車税及び各研究団体等に支出する経費をいう。 茶菓、食事、贈答品代等（交際費接待費） 教職員等の福利厚生に支出する経費（保健、衛生、慰安等）
			車両燃料費 報酬、委託、手数料	講師、公認会計士、弁護士、経営コンサルタント等に対する報酬、コンピューター手数料等をいう。
			その他の教育管理経費	上記のいずれの科目にも該当しない教育管理経費をいう。
			※ 減価償却額	※ 減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	徴収不能額等		徴収不能引当金繰入額 徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。
	教育活動支出計			
教育活動収支差額				

教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目		説 明
		大 科 目	小 科 目	
		受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金	
	その他の教育活動外収入	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。	
	教育活動外収入計			
事業活動支出の部	借入金等利息	借入金利息 学校債利息		
	その他の教育活動外支出			
	教育活動外支出計			
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
		その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額	施設設備の拡充等のための寄付金をいう。 施設設備の受贈額をいう。 施設設備の拡充等のための補助金をいう。 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
		特別収入計		
事業活動支出の部	資産処分差額		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。	
	その他の特別支出	災害損失 過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。	
	特別支出計			
特別収支差額				
(予 備 費)				
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計 △				
当年度収支差額				
前年度繰越収支差額				
基本金取崩額				
翌年度繰越収支差額				

(参考)

事業活動収入計	
事業活動支出計	